

議案第十一号

杉並区職員定数条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成十七年二月十八日

提出者

杉並区長

山 田

宏

杉並区職員定数条例の一部を改正する条例

杉並区職員定数条例（昭和二十九年杉並区条例第一号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「三四六一人」を「三三八三人」に、「七五八人」を「七一六人」に、「七八八人」を「七四六人」に、「六人」を「五人」に、「四二九五五人」を「四一七四人」に改める。

附 則

この条例は、平成十七年四月一日から施行する。

（提案理由）

職員の定数を改める必要がある。

杉並区職員定数条例の一部を改正する条例新旧対照表

資 料

新 条 例	旧 条 例
(職員の数)	(職員の数)
<p>第四条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。</p>	<p>第四条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。</p>
<p>一 区長の事務部局の職員（福祉事務所の職員を含む。）</p>	<p>一 区長の事務部局の職員（福祉事務所の職員を含む。）</p>
<p>二 略</p>	<p>二 略</p>
<p>三 教育委員会の事務部局並びに教育委員会の所管する学校及び幼稚園の職員</p>	<p>三 教育委員会の事務部局並びに教育委員会の所管する学校及び幼稚園の職員</p>
<p>イ 教育委員会の事務部局並びに学校及び幼稚園の事務部局の職員</p>	<p>イ 教育委員会の事務部局並びに学校及び幼稚園の事務部局の職員</p>
<p>ロ 略</p>	<p>ロ 略</p>
<p>計 七四六人</p>	<p>計 七八八人</p>
<p>四及び五 略</p>	<p>四及び五 略</p>
<p>六 農業委員会の事務部局の職員</p>	<p>六 農業委員会の事務部局の職員</p>
<p>五人</p>	<p>六人</p>

2
{
4
略 合計 四一七四人

2
{
4
略 合計 四二九五五人